

令和 2 年度事業計画

I 基本方針

当社は、県及び市町村が行う社会資本整備事業の円滑な執行を支援することにより、県勢の発展や県民生活の向上に寄与している。引き続き、長年にわたり蓄積してきた技術と経験を活かすとともに、ICT工事の普及・促進や働き方改革など県及び市町村を取巻く環境の変化によって生じてきている当社へのニーズに的確に対応するため、下記により事業運営に当たる。

記

- 1 積算などの基礎的事業は、基準改定などを確実に反映し常に品質向上を図りながら適正な成果品の納入に努める。
- 2 技術力向上に努めるとともに、近年増加しつつあるICT工事への対応を進める。
- 3 県等においては、大規模災害に備えた国土強靱化3か年緊急対策に対応した防災・減災事業等を推進することから、これらに係る県及び市町村事業を支援する。
- 4 経営の健全性に留意しつつ、公益目的事業や社会貢献事業を推進する。
- 5 新たなニーズの事業化について、県及び市町村との連携を強める。

II 実施計画

1 実施事業（公益目的事業）

(1) 公共事業支援統合情報システム（建設CALS／EC）の運営

電子入札システム及び入札参加資格電子申請システムの共同利用センターを引き続き運営する。また、電子入札システムについては、国において基盤ソフトウェア（Java）の利用環境の変更に対応した新たなアプリケーションを開発したことから、これに対応するシステムに改修する。

茨城県土木設計積算システムの運用・保守を行う。

(2) 建設技術の研修・相談の実施

ア 技術研修

(ア) 県及び市町村の初任者向け、専門分野別及びIT研修などの定期研修を県と連携して行う。

(イ) 市町村から要望の多い積算研修については、基準改定時などの機会をとらえて独自の研修会を実施する。

(ウ) 出前研修については、市町村の希望する内容に応じて随時実施する。

(エ) 若手技術職員育成については、引き続き、県と連携し実施する。また、市町村職員も対象として検討していく。

イ 建設事業に関する技術相談

県及び市町村の職員からの相談に関して、ニーズを把握するとともに、電話、メール、或いは、直接出向くなどして柔軟に対応する。

特に、建築技術者がいない市町村については、初期段階から継続的かつ丁寧な対応に努める。

ウ 建設行政に関する催し等への後援・協賛

県、市町村及び建設関係団体が主催する建設行政に関する催しや研修会・講習会に対し後援・協賛する。

エ 公共土木施設災害復旧事業の技術的支援

台風第19号等による大規模災害の教訓を活かして河川・道路災害復旧実務要領や直近の実例をもとに災害復旧事務にかかる研修会を実施する。

大規模災害又は危険箇所については、ドローンによる映像の提供を行う。

県の災害時情報共有化システムの管理を行う。

2 社会貢献事業（公益的事業）

県や市町村からの提案を受けて当公社が共同で実施する提案型事業については、最新技術の導入などによる事務改良の試みを継続的に進めるとともに、当公社の自主型事業については、公共施設の管理に資する取り組みを検討していく。

3 その他事業（収益目的事業）

(1) 発注者支援

ア 土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助

(ア) 設計・積算においては、適切な品質を確保する。特に積算については、若手職員に対し経験不足を補えるよう成果品に積算根拠資料を添付する。また、増加が想定されるICT活用モデル工事についても適切に対応していく。

(イ) 工事監督補助業務においては、工事が円滑に進むよう必要な立ち合いを的確に行う。また、ICT工事については、発注者と施工者の双方のニーズに応じた施工管理に努める。

(2) 管理者支援

ア 橋梁長寿命化等

(ア) 橋梁については、「地域一括発注」の担い手として1巡目の点検を終了した実績を踏まえ、市町村からの要請に応じていく。

(イ) 供用中橋梁の維持管理をするうえで重要な設計などのデータについて、「いばらき橋梁情報管理システム」による保管を普及する。

(ウ) 橋梁以外の施設についても、同様なシステム化について、県や市町村と連携を図りながら検討していく。

イ 台帳整備等

「道路」、「橋梁」、「企業局管路」等台帳の新規作成、更新を行うとともに「港湾」システムの導入促進に向けた協議を行う。

ウ 日常管理補助

ダム管理補助業務については、日常の管理業務における事務執行補助に加え、緊急時における応援体制を継続していく。

公園等の料金徴収業務については、偕楽園公園の有料化やキャッシュレス化の本格運用に適切に対応していく。

エ 電子納品保管

既存電子データの保管に加え、設計図書などの紙媒体資料を電子データ化したものの保管について県及び市町村のニーズを把握し、一元的に保管・管理するシステムについて検討していく。

(3) 事業者支援等

ア 災害復旧事業

国庫負担金申請にかかる調査・設計及び図書作成は通常業務に優先して迅速・的確に対応する。

大規模災害等に係る災害査定対応は、県・市町村、民間コンサルタント等が一体となって迅速に行う必要があることから、要請に基づき民間コンサルタントに対して、災害復旧実務講習会を開催する。

イ 大規模災害復旧事業等

東日本大震災復興関連事業や台風第19号による災害復旧に係る事業量が多い事務所においては、現地駐在による工事監督補助を行う。

ウ 土地区画整理事業等

県施行の土地区画整理事業においては、事業が完了した阿見吉原地区は、清算業務等の支援を行う。つくば地区については、引き続き、情報管理や積算・監督補助業務を行っていく。

また、圏央道周辺における工業団地等の開発事業の支援については、情報収集に努め、助言相談及び積算・監督補助業務に対応していく。

4 業務執行体制の整備

(1) 職員の能力及び資質の向上

技術士・RCCM資格取得講習会への参加を支援するなど各種資格の取得を促進するとともに、技術短期研修等に参加し技術力向上に努める。

また、職員が講師を務めることで、自らの意識向上やスキルアップを図っていく。

(2) 照査体制の強化

工事の前段階にあたる調査・設計についても品確法の対象に位置付けられたことから、技術検討会等の活用により発注者が求める品質を確保する。

積算については、設計書照査の手引きを活用し、チェックを徹底することで適正な成果品の納入に努める。

(3) 経営の健全性の確保

インフラの計画的な更新工事や防災・減災、国土強靱化などの事業に適切に対応して、安定的な経営のための収支バランスの均衡を図るとともに、業務の価格構成などを分析できるよう原価管理に努める。

(4) ワーク・ライフ・バランスの促進

効率性や正確性などの改善を進め、時間外労働を適切な範囲内に納めるとともに有給休暇の取得促進や育児・介護支援制度の利用促進を図る。